

65歳以上の介護保険料が決まります

介護保険は、40歳以上の全員を被保険者とする公的社会保険制度で年齢により納付の方法が異なります。

65歳以上の保険料

40歳から64歳までの方は、各自が加入している医療保険の保険料と合わせて納め、65歳以上の方は「特別徴収」または「普通徴収」で佐賀中部広域連合へ納付していただきます。

65歳以上の方の平成22年度の介護保険料は、すでに暫定の金額（仮徴収額）を徴収していますが、6月に確定した市民税（住民税）に基づいて、平成22年度の年額保険料を再計算します。
再計算により決定した保険料の納入通知書は、7月中旬に送付します。

65歳以上の介護保険料の納付方法

特別徴収（年金からの天引き）

年金（老齢・退職・障害・遺族）を年額18万円以上受給している方は、原則として年金から保険料を天引きします。

4月、6月、8月の徴収額は、仮に算定した金額なので、今回決定した保険料から仮徴収額を差し引いた金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金より天引きします。年度途中で65歳になった方、佐賀中部広域（佐賀市／多久市／小城市／神埼市／吉野ヶ里町）の外から転入した方等は、おおむね6か月後から天引きを始めます。

普通徴収（納付書・口座振替）

年金（老齢・退職・障害・遺族）の年額が18万円未満の方、年金を受給していない方、恩給等受給の方は、保険料を納付書または口座振替で納付していただきます。

4月から7月までの徴収額は、仮に算定した金額なので、今回決定した保険料から仮徴収額を差し引いた金額を、8月から3月の8回に分けて納付していただきます。納付には口座振替が便利です。ぜひご利用ください。

保険料の減免申請の受付を

7月下旬から始めます

保険料段階が第3段階の方には、年度保険料の納入通知書に減免に関するお知らせを同封します。

第3段階

本人と世帯の全員が住民税非課税であるが、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円を超える場合

減免の対象者

次のすべてに該当する方

- 平成22年度の介護保険料段階が第3段階の方
- 平成21年中のすべての収入が88万円以下の方（世帯員がひとり増えるごとに41万円加算）
- 住民税課税者と生計をともにしておらず、住民税課税者に扶養されていない方（健康保険の扶養も含む）
- 世帯全員の預貯金の合計が180万円以下の方（預貯金額には、国債・生命保険の返戻金等も含まれます）
- 居住用以外の活用できる不動産がない方

申請の方法

次のものをもって、市役所福祉健康課または佐賀中部広域連合の窓口で申請してください。

- 納入通知書
- 平成21年中の収入がわかる書類（年金の源泉徴収票など）
- 健康保険証
- 預金通帳
- 生命保険証書等
- 印鑑

減免額

申請後の審査で減免を承認した場合は、申請月以降の保険料を3分の1減額します。ただし8月末までに申請があった場合に限り、4月にさかのぼって保険料を減額します。減免の承認・不承認の結果については決定後に通知いたします。

問い合わせ

佐賀中部広域連合 業務課

☎ 40-11135

多久市 福祉健康課

高齢・障害者福祉係

☎ 75-4823